

木材・木材製品の調達に関する基本方針と合法性・持続可能性の証明に係る行動規範

当社は「伊藤忠建材の環境方針」を社内外に公表しております。この環境方針に基づき、木材・木材製品の調達に関する基本方針と合法性・持続可能性の証明を担保するための行動規範を策定しました。

◆木材・木材製品の調達に関する基本方針

当社は持続可能な森林保全のために、合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品の調達を推進します。

◆合法性・持続可能性の証明に係る行動規範

1. COC 認証材について

当社作成「COC 管理・運用マニュアル」に基づいた運用管理を行い、年1回 COC 内部監査、及び認証機関からの審査を受けることにより適正な運用状況であることを担保します。

2. 合法木材供給認定事業者により合法性が証明された木材・木材製品について

当社が加盟している合法木材供給事業者認定団体(日本木材輸入協会、以下 JLIA という)の定める行動規範、実施要領等を順守し、JLIA による定期的な監査を受けることにより適正な運用状況であることを担保します。

3. 当社独自の取組による合法性・持続可能性の証明について

以下を実施することで、当社が証明する合法性・持続可能性の信頼性を担保します。

- a. 伐採段階から加工・納入に至る各段階の事業者と合法性・持続可能性の証明、分別管理の取組に関する協定の締結等を行います。
- b. 合法的な伐採であることの証明書(政府機関が発行する伐採許可書等)、各加工・流通段階での証明書No.が記載された受け渡し伝票等、証明書No.が記載された船積み書類(輸入の場合)を都度入手し、内容を確認します。
- c. 合法性・持続可能性の証明に係る関係書類は5年間保管します。
- d. 現地視察による各段階の事業者の取組状況を年1回以上監査し、公表等をします。なお、監査は第三者機関、又は当社環境関連主管部署にて実施します。

4. この基本方針と行動規範を関係事業者へ周知します。

2022年 4月

伊藤忠建材株式会社

代表取締役 関野 博司